

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成29年  
4月21日  
(金曜日)

## 目次

○告示

国土調査の指定(政策企画課).....

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....

解除予定保安林(山口市)(森林整備課).....

保安林の指定(萩市)(森林整備課).....

○公告

平成二十九年年度危険物取扱者保安講習の実施(消防保安課).....

平成二十九年年度消防設備士講習の実施(消防保安課).....

大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出(商政課).....

大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(商政課).....

県営江尻下地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....

県営石城の里地区農地整備事業(経営体育成型)変更計画書の縦覧(農村整備課).....

契約の締結(都市計画課).....

○公安委公告

契約の締結.....

### 山口県告示第百五十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條第三項の規定により、次のとおり国土調査の指定をした。



平成二十九年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 地籍調査を行う者の名称  
下関市及び平生町
- 二 調査地域  
下関市彦島江の浦町六丁目、彦島江の浦町七丁目及び彦島江の浦町八丁目  
熊毛郡平生町大字平生村
- 三 調査期間  
平成二十九年四月二十一日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 指定の年月日  
平成二十九年四月二十一日

### 山口県告示第百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十條の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
すながわこどもクリニック	山陽小野田市日の出二丁目二番六号	平成二七、九、三〇
MKデンタルオフィス	山口市道場門前一丁目一番一八号	平成二八、一二、三一
吉村薬局	大字嘉川四九一六の一	平成二九、三、一〇
有限会社サンセル薬局大内店	大内御堀一九四六の七	一、三一

### 山口県告示第百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九條の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

医療機関名称	所在地	指定年月日
医療法人社団平成会すなわこどもクリニック	山陽小野田市日の出二丁目二番六号	平成二七、一〇、一
MKデンタルオフィス	山口市道場門前一丁目一番一八号	平成二九、一、〇
しんせい薬局	宇部市今村南一丁目一番二三号	四、〇
サンセル薬局大内店	山口市大内御堀一九四六の七	二、〇
中央調剤薬局	光市島田二丁目二三番八号	四、〇
そよかぜ薬局	周南市大字富田二八六〇	〇、〇

### 山口県告示第百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成二十九年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除予定保安林の所在場所  
山口市仁保中郷字東坂本八七三の一（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

### 山口県告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十九年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林の所在場所  
萩市大字鈴野川字ごま田一六一四の一

- 二 指定の目的  
水源の涵養
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができ立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）



### (二二七) 平成二十九年危険物取扱者保安講習の実施

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三の規定に基づき、平成二十九年危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。

平成二十九年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

受講対象者	給油取扱所	日時	場所
消防法第十三条の二十三に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者	給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習	平成二九、七、四 午前九時から 正午まで	宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合
講習の日時及び場所		〃 〃 六 〃	萩市大字江崎八七六五の一
		〃 〃 一四 〃	山口県漁業協同組合江崎支店 下松市消防本部 長門市仙崎公民館



〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

入証紙には、消印をしないこと。

六 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課(電話〇八三一九三三二二九九)又は一般社団法人山口県危険物安全協会連合会(電話〇八三一九二二二七七九九)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二二八) 平成二十九年消防設備士講習の実施

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の十の規定に基づき、平成二十九年年度消防設備士講習を次のとおり実施します。

平成二十九年四月二十一日

山口県知事 村岡 政

一 受講対象者

次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者

(一) 消火設備 甲種第一類、甲種第二類、甲種第三類、乙種第一類、乙種第二類又は乙種第三類

(二) 警報設備 甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類

(三) 避難設備・消火器 甲種第五類、乙種第五類又は乙種第六類

二 講習の日時及び場所

(一) 消火設備

日	時	場	所
平成二九、九、一四	午前九時三十分から 午後五時まで	山口市湯田温泉五丁目一番一号 山口県婦人教育文化会館	
〃	〃	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域産業振興センター

(二) 警報設備

日	時	場	所
平成二九、一〇、四	午前九時三十分から 午後五時まで	山口市湯田温泉五丁目一番一号 山口県婦人教育文化会館	
〃	〃	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域産業振興センター
〃	〃	〃	宇部市大字川上七四 山口県農業協同組合
〃	〃	〃	山口市湯田温泉五丁目一番一号 山口県婦人教育文化会館
〃	〃	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域産業振興センター

(三) 避難設備・消火器

日 時	場 所
平成二九、一〇、一七 午後五時三十分から	山口市湯田温泉五丁目一番一号 山口県婦人教育文化会館
〃 〃 一八 〃	宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合
〃 〃 一九 〃	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター

三 講習の科目

- (一) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- (二) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
- (三) 効果測定

四 講習の一部免除

- (一) 種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の(一)に掲げる科目の受講を免除する。

五 受講申請書の提出期間及び提出先

平成二十九年七月十八日(火曜日)から同年八月十五日(火曜日)までの間に、山口市葵二丁目五番六九号(郵便番号七五三一〇八二二)一般財団法人山口県消防設備協会に提出すること。

六 提出書類

- (一) 受講申請書
- (二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受講手数料

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課(電話〇八三一九三三一二三九九)又は一般財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三一九三三二七七八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二二九) 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年四月二十一日から同年八月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン周南久米A街区

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内三八街区一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳

三 変更に係る事項

荷さばき施設的位置

四 届出年月日

平成二十九年四月六日

五 変更年月日

平成二十九年四月二十七日

(二三〇) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成二十八年十二月九日山口県公告(四九八)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年四月二十一日から同年五月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ柳井店

所在地 柳井市大字柳井四六八七の一  
二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(一三二) 県営江尻下地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、  
県営江尻下地区ため池等整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用  
する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営江尻下地区ため池等整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年四月二十四日から同年五月十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一三三) 県営石城の里地区農地整備事業(経営体育成型)変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、  
県営石城の里地区農地整備事業(経営体育成型)の事業計画を変更したので、同条第六  
項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営石城の里地区農地整備事業(経営体育成型)変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年四月二十四日から同年五月十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一三三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十九年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部都市計画課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年三月二十七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

山陽三共有機株式会社 下松市葉山二丁目八一九番一四

六 落札金額

一トン当たり一万五千六百六十円

七 入札公告日

平成二十九年二月十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十九年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
ガソリン 三百三十キロリットル
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十九年三月二十三日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
富士商株式会社 山陽小野田市稲荷町一〇番二三号
- 六 落札金額  
一リットル当たり百十四円四十八銭
- 七 入札公告日  
平成二十九年二月十日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 調達方法  
購入
  - (三) 落札方式  
最低価格
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
ICカード化運転免許証用ICカード 十四万四千枚
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十九年三月二十四日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社DNPアイデイステム 東京都新宿区新宿四丁目三番一七号

- 六 落札金額  
九百枚当たり五十二万三千九百八円
- 七 入札公告日  
平成二十九年二月十日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 調達方法  
購入
  - (三) 落札方式  
最低価格

平成二十九年四月二十一日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市